

告 示

埼玉県告示第八百八十二号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量座標補正）

三 作業地域

北足立郡伊奈町北部地区

四 作業期間

平成三十年八月六日から平成三十一年二月二十八日まで